



相続と税金

= 相続の総論 =

川元麻衣公認会計士・税理士事務所

相続とは

- 端的に言えば、「死亡した人の財産が相続人のものになる」ということ
- 民法的に言えば、財産上の地位の包括承継、つまり死亡した人の資産や借金、財産上の地位までも受け継ぐこと

相続に対しては様々な
ルールがある



- ✓ 相続人とは、どういう人でどんな権利をもっているのか？
- ✓ 相続財産とは、どのようなものでその財産（土地や株式など）の評価はどうするのか？
- ✓ 相続の順番は？ 遺言とは？
- ✓ 遺留分とは？

等々について書きます。

相続税の計算手順①

1

- すべての相続人が相続した財産の総額から、債務や葬式費用などを差し引く

2

- さらにその額から基礎控除額を差し引く

3

- それぞれの相続人の法定相続分に応じた金額を出す

4

- それぞれに税率（速算表）をかけて相続税の合計額を算出

5

- 4で算出された相続税の合計額を、各相続人の実際の取り分に応じた割合で、各相続人の相続税額を計算

6

- 各相続人の実際に納付する税額を計算

7

- 相続税の申告・納税は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に行う

相続税の計算手順②

【手順6の補足】

- 配偶者の場合、「配偶者の税額の軽減」を受ける
- 被相続人の一親等の血族以外等の場合、「相続税額の2割加算」
- 未成年者の場合、「未成年者の税額控除」を受ける
- 65歳未満の障害者の場合、「障害者の税額控除」を受ける

【手順7の補足】

- 相続税の申告書の提出先は、被相続人の死亡の時ににおける住所が日本国内にある場合は、被相続人の住所地を所轄する税務署

相続税の計算例（前提）

被相続人と相続人

- 甲さん（平成28年11月15日死亡、被相続人）
- 乙さん（甲さんの妻＝配偶者、相続人）
- Aさん（甲さんと乙さんの長男、相続人）
- Bさん（甲さんと乙さんの次男、相続人）

相続した財産

- 現金預金：3,200万円
- 株式：2,000万円
- 自宅（土地・建物）：1,500万円
- 生命保険金：3,300万円
- 借入金：900万円
- 葬式費用：300万円

相続税の計算例

1

- 財産の総額 1 億円から借入金・葬儀費用の計1,200万円を差し引いた正味の遺産額8,800万円を算出する

2

- その正味の遺産額8,800万円から基礎控除額4,800万円（3,000万円 + 600万円 × 法定相続人：3人）を差し引いた額4,000万円を算出する

3

- 2で算出した4,000万円をもとに、各相続人の法定相続分に応じた額を算出する
- 配偶者乙さん：2,000万円（4,000万円 × 1/2）
- 長男Aさん：1,000万円（4,000万円 × 1/4）
- 次男Bさん：1,000万円（4,000万円 × 1/4）

相続税の計算例

4

- 速算表から相続税の合計額を計算する。
- 配偶者乙さん：2,000万円×15% - 50万円（控除額） = 250万円
- 長男Aさん：1,000万円×10% = 100万円
- 次男Bさん：1,000万円×10% = 100万円
- 相続税の合計額：450万円

速算表

法定相続分に 応じた額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

相続税の計算例

5-1 実際の取り分が法定相続分どおりとされた場合

- 配偶者乙さん : $450\text{万円} \times 1/2 = 225\text{万円}$
- 長男Aさん : $450\text{万円} \times 1/4 = 112\text{万5千円}$
- 次男Bさん : $450\text{万円} \times 1/4 = 112\text{万5千円}$

5-2 遺産分割協議による相続割合の場合

- 配偶者乙さん (例 : 相続割合50%) : $450\text{万円} \times 50\% = 225\text{万円}$
- 長男Aさん (例 : 相続割合30%) : $450\text{万円} \times 30\% = 135\text{万円}$
- 次男Bさん (例 : 相続割合20%) : $450\text{万円} \times 20\% = 90\text{万円}$

相続税の計算例

6

- 各相続人の実際の納付税額を計算する
- 配偶者乙さん：0円（配偶者の税額の軽減が適用）
- 長男Aさん：5-1の場合112万5千円、5-2の場合135万円
- 次男Bさん：5-1の場合112万5千円、5-2の場合90万円

7

- 6の税額を、平成29年9月15日までに、被相続人の住所地を所轄する税務署に申告・納付することとなる

次回は

- 相続人の範囲と順位について を予定しています！！